

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鴨川市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種に係る健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種に係る実費の徴収に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	① 健康管理システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ ワクチン接種管理システム(VRS) ⑤ 健康管理システム健康かるて(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
①予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項の別表126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 【情報提供の根拠】・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鴨川市総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鴨川市健康推進課新型コロナ対策室 千葉県鴨川市八色887番地1 04-7093-7151(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
[基礎項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、マイナンバー利用事務においては、本人からの取得を原則とし、照会を行う際には、必ず複数人での確認を経ることとしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセス可能な端末ごとに、IDとパスワードを設定し、アクセス権限は事務担当職員毎に設定して、ログイン時にはIDとパスワードを必要とする、二段階認証を実施している。また、アクセス可能な職員の名簿は人事異動の度に見直し管理を行い、IDとパスワード等を適切に管理するよう指導を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月22日	I-1-②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定	事後	事前に実施することが困難であることが想定され、緊急時
令和3年10月22日	I-1-③システムの名称	① 健康管理システム ② 中間サーバー	① 健康管理システム ② 中間サーバー	事後	〃
令和3年10月22日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項 行政手続における特定の個人を認識するため	番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項 行政手続における特定の個人を認識するため	事後	〃
令和3年10月22日	II-1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	〃
令和4年3月11日	I-1-②事務の概要	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	〃
令和4年6月6日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項 番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項	番号法第9条第1項 別表第1 10の項 番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項	事後	〃
令和4年6月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鴨川市健康推進課保健予防係 千葉県鴨川市八色887番地1 04-7093-7111(直通)	鴨川市健康推進課新型コロナ対策室 千葉県鴨川市八色887番地1 04-7093-7151(直通)	事後	〃
令和7年5月30日	I-1 ③システムの名称	① 健康管理システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ ワクチン接種管理システム(VRS)	① 健康管理システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ ワクチン接種管理システム(VRS) ⑤ 健康管理システム健康かるて(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
令和7年5月30日	I-2 特定個人情報ファイル名称	①予防接種ファイル、②団体内統合利用番号連携サーバー	①予防接種ファイル	事前	
令和7年5月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項 番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項の別表126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和7年5月30日	I-4 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2項、17項、18項、19項、176の項 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項、16の3項、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報提供の根拠) 第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) 第59条の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 【情報提供の根拠】・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項	事前	
令和7年5月30日	II-1. いつ時点の計数か	平成27年6月15日 時点	令和7年3月31日 時点	事前	
令和7年5月30日	II-2. いつ時点の計数か	平成27年6月15日 時点	令和7年5月22日 時点	事前	